

日本ファシズム形成過程下の真宗地帯 越前の動向を中心に

三上 一夫*

1. 課題
2. 真宗地帯の地域性、その特質
3. 諸団体の教化活動
4. 村落「中心人物」の真宗倫理
5. 農村経済更生運動と真宗地帯
6. 真宗地帯の歴史的性格
7. 総括

1. 課題

実は近世から近代にかけての農村経済の進展度のうえで、全国を先進的な「近畿型」と後進的な「東北型」、それに双方の間に位置づけられる「中間型」の3類型に区分した場合、日本海域中央部の富山・石川・福井3県の北陸地方は、「中間型」地域に包摂される¹⁾。しかもそれとともに、真宗地帯としての歴史的性格を顕著に帯びることを、「日本近代化」路線のなかで的確に評価すべき必要性が痛感される。

そこでもともと真宗の教義に特徴的な「真俗二諦論」の論理をふまえながらも、明治初期の越前地方の場合、明治6年(1873)3月、敦賀県(現福井県)大野・今立・坂井3郡下の「越前護法大一揆」にみるとおり、ひたむきに「信心為本(真諦)の「護法」面に徹した真宗寺院僧侶・門徒農民層の大決起が大きくクローズアップする²⁾。

ところが昭和戦前期の1ヶ台から10ヶ台前半にかけての越前地方で、青年団・婦人会など諸団体の教化活動や諸村落の「中心人物」の倫理的性格、それにかれらが主導する農村経済更生運動のなかで、真宗地帯としての特質がどのように表出するかとの課題意識をふまえながら種々検討を加え、日本ファシズムの形成過程に果した真宗地帯の歴史的性格の一端を明らかにしたい。

2. 真宗地帯の地域性、その特質

まず北陸3県の宗派別寺院勢力につき、同地方と機業地帯としてよく類似した関東の栃木・群馬・埼玉3県、東北の福島・宮城・山形3県計6県とを比較した場合、表1のとおり、北陸の福井・石川・富山3県の総寺院数(4,449)の66.6%が真宗寺院(2,964)で占め、つぎが曹洞宗寺院の11.5%で、その他の宗派寺院はいずれも1ヶ台である。ところが関東・東北6県の総寺院(8,638)のうち真宗寺

* 福井工業大学名誉教授、元福井県史近現代史部会副部会長

院(445)はわずか5.1%で、曹洞宗寺院(33.0%)と真言宗寺院(32.1%)が圧倒的に多数を占めることがわかる。したがって北陸地方には、関東・東北の機業県に比べて、まさしく真宗地帯としての地域性がきわめて鮮明に認められる。

そこで福井県下の郡市別宗派別寺院勢力をみると、表2のとおり総寺院(1,681)の約半数(862)を真言宗寺院(51.4%)が占め、つぎが2割近くの曹洞宗寺院(17.6%)で、あとは日蓮宗(8.4%)を筆頭にすべて1ケタ台である。

このさい越前・若狭を比較すると、越前では真宗が、総寺院(1,341)の丁度6割(60.0%)を占め、次に曹洞宗(11.9%)が続き、その他の宗派はすべて1ケタ台であるのに対して、若狭では曹洞宗が総寺院(340)の約4割(40.3%)で筆頭となる。次が臨済宗(20.9%)・真宗(18.2%)・真言宗(7.3%)の順となる。

したがって福井県下では越前地方が真宗地帯としての本領を發揮するわけで、若狭ではむしろ曹洞・臨済の禅宗系寺院の勢力が主流を占めることになる。また同じ越前のなかでも、真宗寺院の勢力は、とりわけ足羽(80.4%)・坂井(76.1%)・大野(71.5%)・吉田(67.9%)・今立(67.1%)の5郡下で優位にたつことがわかる。

そこで明治維新の変革過程のなかで強行された神仏分離・廃仏毀釈・神道国教化政策のもとでは、近世から真宗の基本的な「信心為本」「王法為本」の教義原理が「一宗ノ教旨ハ、仏号ヲ聞信シ大悲ヲ念報スル、之ヲ真諦ト云ヒ、人道ヲ履行シ王法ヲ遵守スル、之ヲ俗諦ト云フ、是即チ他力ノ安心ニ住シ報恩ノ経営ヲナスモノナレバ、之ヲ二諦相資ノ妙旨トス³⁾」(引用文中の傍点は筆者による。以下

表1 北陸・関東・東北機業県の宗派別寺院数(大正3年)

地区	県名	宗派									計
		天台	真言	浄土	臨済	曹洞	黄檗	真宗	日蓮	時宗	
北陸三県	福井	110 (6.5)	64 (3.8)	107 (6.4)	86 (5.1)	274 (16.3)	2 (0.1)	870 (51.7)	148 (8.8)	21 (1.3)	1,682 (100)
	石川	11 (0.9)	76 (6.1)	40 (3.2)	12 (0.9)	121 (9.7)	-	897 (71.8)	91 (7.3)	1 (0.1)	1,249 (100)
	富山	8 (0.5)	71 (4.7)	47 (3.1)	20 (1.3)	117 (7.7)	-	1,197 (78.9)	56 (3.7)	2 (0.1)	1,518 (100)
	計	129 (2.9)	211 (4.7)	194 (4.4)	118 (2.7)	512 (11.5)	2 (0.1)	2,964 (66.6)	295 (6.6)	24 (0.5)	4,449 (100)
関東・東北六県	栃木	135 (13.7)	409 (41.4)	74 (7.5)	52 (5.3)	195 (19.7)	2 (0.2)	46 (4.6)	36 (3.6)	40 (4.0)	989 (100)
	群馬	322 (26.1)	368 (29.8)	75 (6.1)	45 (3.6)	354 (28.7)	10 (0.8)	23 (1.8)	22 (1.8)	16 (1.3)	1,235 (100)
	埼玉	209 (9.0)	1,121 (48.5)	170 (7.4)	129 (5.6)	571 (24.7)	4 (0.2)	24 (1.0)	67 (3.0)	14 (0.6)	2,309 (100)
	福島	167 (10.4)	504 (31.5)	196 (12.3)	89 (5.5)	489 (36.6)	1 (0.1)	100 (6.2)	39 (2.4)	15 (1.0)	1,600 (100)
	宮城	87 (9.2)	107 (11.4)	62 (6.6)	102 (10.8)	487 (51.6)	7 (0.7)	55 (5.8)	26 (2.8)	10 (1.1)	943 (100)
	山形	160 (10.2)	265 (17.0)	86 (5.5)	11 (0.7)	752 (48.1)	1 (0.1)	197 (12.6)	36 (2.3)	54 (3.5)	1,563 (100)
	計	1,080 (12.5)	2,774 (32.1)	663 (7.7)	428 (5.0)	2,848 (33.0)	25 (0.3)	445 (5.1)	226 (2.6)	149 (1.7)	8,638 (100)
全国総計	4,570 (6.4)	12,380 (17.3)	8,384 (11.7)	6,082 (8.5)	14,226 (19.8)	525 (0.7)	19,642 (27.4)	5,022 (7.0)	856 (1.2)	71,736 (100)	

注 1. 内閣統計局編『日本帝国第三十五統計年鑑』により作成。計には、2以上の宗派に属するものを含む。
2. カッコ内は指数。

同じ)と規定する「宗制寺法(明治19年(1886)1月)の「真俗二諦論」に順調に移行できなかったことは、明治初期に全国各地に続発した「護法一揆⁴⁾」のさいの真宗寺院僧侶・門徒農民層の動向から如実に判明する。

明治6年3月の「越前護法大一揆」の場合も、教部省の「政教合一」的な国民教化政策に対して真っ向から反発し、いわゆる「政教分離」「信教自由」を強く主張した点では、他の仏教諸派とは著しく異なるものと考えねばならない。ついで同一揆に引き続く越前真宗地帯での「地租改正反対運動」、さらにそれに連係する「自由民権運動」には、「下からの近代化=真の近代化」の伏流的な路線が認められるだけに、真宗倫理そのものの社会的機能に大いに着目する必要がある⁵⁾。

さらにこれらの諸動向に加え、とりわけ明治期以降の「日本近代化」路線の中で、「聞名信喜の安心に住しつつ攝取光中に起臥し、報恩の称名とともに職業に励み、他の権利を妨げずおのが義務を尽し⁶⁾(明治9年3月22日、明如消息)て、いわゆる「職業労働」を義務とする「使命観」が強調される点で、プロテスタンティズムの「職業倫理」との対比論までそ上にのぼるところであるが⁷⁾、要はこうした真宗教義の「職業倫理」の革新的性格と、越前はじめ北陸機業の発展とのかかわりについても、大いに注目せねばならないわけである⁸⁾。

ところで昭和戦前期の1ケタ台から10年台前半の日本ファシズム形成過程のもとで、越前の真宗寺

表2 福井県都市別・宗派別寺院調(大正13年)

地区	宗派	郡市									
		天台	真言	浄土	臨濟	曹洞	黄檗	真宗	日蓮	時宗	計
越前	福井	9 (6.4)	9 (6.4)	11 (7.8)	4 (2.8)	18 (12.8)	1 (0.7)	66 (46.8)	22 (15.6)	1 (0.7)	141 (100)
	足羽	5 (4.9)	2 (2.0)	2 (2.0)	1 (0.9)	8 (7.8)	-	82 (80.4)	2 (2.0)	-	102 (100)
	吉田	2 (2.6)	-	4 (5.1)	-	14 (18.0)	-	53 (67.9)	5 (6.4)	-	78 (100)
	坂井	4 (1.8)	9 (4.0)	16 (7.1)	1 (0.4)	16 (7.1)	-	172 (76.1)	7 (3.1)	1 (0.4)	226 (100)
	大野	3 (2.4)	6 (4.9)	3 (2.4)	2 (1.6)	12 (9.8)	1 (0.8)	88 (71.5)	6 (4.9)	2 (1.6)	123 (99.9)
	今立	19 (10.8)	-	5 (2.8)	-	16 (9.1)	-	118 (67.1)	13 (7.4)	5 (2.8)	176 (100)
	丹生	31 (16.3)	5 (2.6)	4 (2.1)	-	16 (8.4)	-	106 (55.8)	28 (14.7)	-	190 (99.9)
	南条	20 (11.7)	-	25 (14.6)	1 (0.6)	26 (15.2)	-	70 (40.9)	27 (15.8)	2 (1.2)	171 (100)
	敦賀	5 (3.7)	4 (3.0)	34 (25.4)	-	34 (25.4)	-	45 (33.6)	9 (6.7)	3 (2.2)	134 (100)
	計	98 (7.3)	35 (2.6)	104 (7.7)	9 (0.6)	160 (11.9)	2 (0.1)	800 (60.0)	119 (8.8)	14 (1.0)	1,341 (100)
若狭	三方	1 (1.9)	7 (12.9)	1 (1.9)	-	25 (46.3)	-	19 (35.1)	1 (1.9)	-	54 (100)
	遠敷	5 (2.4)	10 (4.8)	7 (3.3)	22 (10.5)	103 (49.3)	-	39 (18.7)	18 (8.6)	5 (2.4)	209 (100)
	大飯	-	8 (10.4)	2 (2.6)	49 (63.6)	9 (11.7)	-	4 (5.2)	4 (5.2)	1 (1.3)	77 (100)
	計	6 (1.8)	25 (7.3)	10 (2.9)	71 (20.9)	137 (40.3)	0 (0)	62 (18.2)	23 (6.7)	6 (1.7)	340 (100)
総計	104 (6.5)	60 (3.5)	114 (6.7)	80 (4.7)	297 (17.6)	2 (0.1)	862 (51.4)	142 (8.4)	20 (1.1)	1,681 (100)	

注 1. 『福井県統計書』により作成。
2. カッコ内は指数。

院僧侶・門徒層のさまざまな動向に照明を当てた場合、真宗教義の「真俗二諦」「真俗相資」の論理をふまえながらも、「信心為本」「仏恩報謝」から「王法為本」「国恩報謝」の「護国」的側面への急速な傾斜の見られるのに着目したい。次にそれらの具体的な諸動向について、いささか検討を加えたい。

3. 諸団体の教化活動

昭和戦前期ファシズム運動の「社会的担い手」につき、丸山真男教授の指摘する「中間層」論は、たしかに卓見として評価したいが、その階層のなかに、「小工場主」「小地主」「自作農上層」「学校教員」「村役場の吏員」「神官」などとともに「僧侶」が含まれることに着目せねばならない。丸山教授が「僧侶」を「擬似ないし亜インテリゲンチヤ」の階層のなかに含めたのは、「実質的に国民の中堅層を形成し、はるかに実践的行動的」で、「大衆を直接に掌握している」とともに、「一切の国家的統制及至は支配層からのイデオロギー的教化は1度この層を通過し、彼らによっていわば翻訳された形態において最下部の大衆に伝達される⁹⁾(引用文中の傍点は原文のまま)」という性格を帯びるとの分析視角によるものである。

そこで旧今立郡下につき、1例を南中山村に求めると、表3のとおり、7寺院のうち南中津山地区の妙弓寺(日蓮宗)をのぞいてはすべて真宗(本願寺派)で、明治6年3月の「越前護法大一揆」のさいは、「護法」的立場からこれら真宗寺院住職がこぞって、門徒農民層の先頭に立って出動したほどである¹⁰⁾。

ところが昭和戦前期のファシズム体制下では、これらの寺院が拠点となり、各地区青年団主催の真宗報恩講の活発な活動がみられるが、そのさい各寺院住職が、地域の門徒青年層の教化指導面で重要な役割を果たすことになる。表4は各地区青年(若衆)報恩講の実施概要を示すが、まさしく真宗教義・倫理を基軸とする教化活動であるだけに、大いに着目したいところである。とりわけ「真俗相資」の論理をふまえながらも、「信心為本」「仏恩報謝」から「王法為本」「国恩報謝」の「護国」的側面への著しい傾斜がみられ、日本のファシズム・イデオロギーの「宗教的翻訳形態」としての教化活動

表3 今立郡南中山村宗派別寺院調(昭和12年)

宗派名	寺院名	所在大字	檀徒戸数	住職
真宗本願寺派	浄光寺	南中津山	50戸(区内・福井市・武生市・粟田部町)	藤原密巖
真宗本願寺派	明光寺	西庄境	200戸(本村45・服間村80・河和田村6・粟田部町17・岡本村16など)	中山芳之
真宗本願寺派	長宝寺	北中津山	29戸(北中津山区22・野岡出村4・粟田部町1・武生町1・北中山村1)	藤本浄刹
真宗本願寺派	願教寺	野岡	94戸(野岡70・山室9・県内10・県外5)	土岐真夫
真宗本願寺派	浄円寺	東庄境	110戸	蒲之坊雲涯
真宗本願寺派	善休寺	山室	42戸(区内30・鯖江町6・粟田部町2・武生町3・神明村水落1)	無住
日蓮宗	妙弓寺	南中津山	40戸(区内25・粟田部町4・北新庄村1・山室1・川島村4・片上村5)	石本恵俊

注 『南中山村誌』(今立郡南中山村役場刊、1937年)による。

が、門徒青年層に施されたものと考えねばならない。

実はこうした青年教化活動は、全国的にみてもすでに明治40年代に、仏教青年会・仏教婦人会などと銘打って発足するが、今立郡下の服間村の仏教婦人会の場合も、その活動目的として、「仏陀ノ聖訓ト教育勅語トヲ経緯トシテ、専ラ婦人ノ智徳ヲ涵養シ、家庭ニ於ケル良妻賢母ヲ養成センコトヲ期ス¹¹⁾(第2条)と規定する。

この点、日露戦争期に帝国主義段階に入り、天皇制国家の教育強化策が推し進められるなかで、本願寺教団本部の仏教婦人会育成策として、「真俗二諦教義」により「国家ト宗教ニ関シ婦人ノ本分ヲ尽シ¹²⁾(明治40年6月申達第20号、「仏教婦人会概則」第3条)ていくとの綱領が堂々かかげられる。さきの服間村仏教婦人会にしても、この綱領に基づくことは明白で、明治後期から末期にかけては、昭和戦前期に比べ、「護法」と「護国」の両面が強く打ち出されるのが注目をひく。

次に同郡下の新横江村の動向を指摘したい。昭和戦時下の同村女子青年団では、各部落ごとに「温習会」を組織する。当村の団員のほとんど全員が機業場で働く女工であるため、とかく練習不足になりがちな裁縫・作法とともに、真宗經典の「読経」の学習を地区寺院住職の指導で行っている¹³⁾。この点、機業経営主側からも大いに歓迎されるところで、真宗教義に特有な「職業労働」を義務とする「使命観」を強調する「職業倫理」を女工<団員>に習得させることが、機業経営に大いにプラスになるのはいうまでもない¹⁴⁾。

ちなみに同村は、昭和11年(1936)9月県教化指定村、翌12年3月県経済更生指定村となり、同年4月20日(第1号)より「村報」を刊行する¹⁵⁾。全村民への諸情報の伝達や啓蒙紙としての役割を果たすが、そのなかで「聖訓」として真宗教義にかかわる数々の条文がかかげられる。たとえば同年9月29日(第1巻6号)では、「普天の下、率土の浜、王土王化にあらざるなし。砂一粒も本の葉一片もみな、お天子様の御物ですから、お借り申している吾々は、御大切に使用して、その御恩に報いなければならぬ。経済更生も宗教的な信仰から出発すれば、着々と実績もあらはれる事と存じます」と述べ、「王法為本」「国恩報謝」の重要性を強調する。

表4 今立郡南中山村青年団主催真宗報恩講(昭和12年)

地区名	報恩講名	寺院名	実施概要
西庄境	青年報恩講	明光寺	11月中・下旬に実施、地区青年団が中心となり、老若男女・子どもに至るまで、こぞって参加する。各戸から米1合、団員宅から米5合を持ち寄り、また副食物の材料を集めて調理する。そして会食後、読経・説教が行われる。
北中津山	青年報恩講	長宝寺	毎年青年団のなかの年長者より当番を出し、12月15日当番宅に団員一同が集合する。そして仏壇・仏具の掃除や諸準備をして、午後は読経・説教が行われ、夕食をとにする。
野岡	若衆報恩講	願教寺	11月上旬に実施。地区青年団が中心となり、早朝より寺院に集り、清掃や諸準備を行い、夜は住職の説教を聞く。
東庄境	若衆報恩講	浄円寺	地区青年団創立記念日の2月17日に実施、北中津山地区の場合と同じく、午後から読経・説教が行われ、夕食をとにするが、絶対に禁酒。
山室	A お東若連中報恩講 B 門徒若連中報恩講	善休寺	Aは、12月26日、Bは同月15日実施、大正12、3年ごろ両者が合同で行われたが、その後はそれぞれ別個に営まれる。

注 1. 前掲『南中山村誌』による。

2. 南中津山地区には青年団主催の法恩講は存在しない(同地区浄光寺住職藤原徹尚氏(大正5年生)談による)。

また14年4月1日(第3巻4号)では、「華嚴經」の「人は王を以って命となし、王は政法を以って身となす」や「国に君主ありて一切安きことを獲、是故に王は一切衆生安樂の本となす、乃至願くは王の福は、山の如く崇く、固くして壊れ難きことを」とか、「御一代聞書」の「王法は顔にあてよ、仏法は内心に深く蓄へよとの仰せに候」が掲載されるなど、いずれも「王法為本」の「護国」的側面に著しく傾斜するのをみてとることができる。

次に越前で最も真宗地帯の性格を帯びる坂井郡下で、昭和7年度経済更生指定村の大石村の青年団の場合、教化活動の一環として、「精神修養講習会」をしばしば実施する。そのさい団則のなかで、「青年団員の精神修養の為には宗教に依る感化を最も多とす。依りて村当局各種団体と合同に依りて高僧を招き隔月毎に宗教講座を開催し、一般民衆と共に精神の向上に努む¹⁶⁾」と銘打つなど、とりわけ真宗倫理の徹底につとめたのである。

また隣接の春江村では、千歩寺区順教寺(本願寺派)を拠点に、花岡仏教中年会(代表順教寺住職中臣徳恵)が、村内の千歩寺・中ノ庄・松木・西太郎丸・藤鷲塚・江留中の各区民の参加を得て、昭和10年1月発足した。会則の「目的」の項に「真俗二諦の妙理を体得し念仏生活による地方風俗の純化並びに産業の発達に努力する¹⁷⁾」をかけた、毎月25日住職の説教を中心に相互研修につとめ、また機関誌「花岡プリント」を刊行する¹⁸⁾という熱の入れようであった。

さらに同寺を中核に、江留上地区婦人(約150名)による「江留上仏教婦人会」の教化活動が目立つが、やはりその目的には「真俗二諦の教義を聞信し貞淑の婦徳を養成し、国家と宗教に関し婦人の本分を尽し二世の幸福を全うするものである¹⁹⁾」と特記するなど、同村での諸団体の教化活動が、真宗地帯の地域性を強く反映して、もっぱら真宗倫理をふまえるのに注目したい。

なおこうした時期を中心に、本願寺教団では、地方寺院における仏教青年会の創設に向けて、「仏教青年精神作興運動²⁰⁾」を、とりわけ全国の真宗地帯を対象に強力に展開するのである。

4. 村落「中心人物」の真宗倫理

実は、「昭和恐慌」後の農村経済更生運動で、村落内の農民諸階層の強固な連帯活動による「農村再編化」に対して、その主導的役割を担うのがいわゆる「中心人物²¹⁾」とみなされる。かれらこそ、日本ファシズムの農民支配の末端エージェントとして活躍するが、もはや単なる旧来の地主的名望家ではなく、村落内のとりわけ自作・自小作 = 中層農の支持のもとに、新しい戦時体制の形成・推進に、自発的協力を惜しまない人物として評価される。

そこで越前諸町村の「中心人物」には、真宗地帯の地域性を反映して、概してしばしばきわめて熱心な真宗門徒を見出すことができる。まず昭和11年度経済更生指定村として実効をあげた南中山村の場合、西庄境地区の区長木津新兵衛が筆頭にあげられる。彼は昭和初期まで主に旧今立郡下諸村の小学校訓導・校長さらに農業補修学校教諭・校長・村学務委員などをつとめ、教育一筋に歩んできた人物である。ところが日中戦争から太平洋戦争下では、同村の経済更生委員・産業組合理事・青少年団副団長・教育会長として、名実ともに「中心人物」にふさわしい活動をしている²²⁾。一方彼は同地区の明光寺(本願寺派)の檀家総代を大正14年(1925)からつとめるなど、きわめて熱心な真宗門徒である。そして「法悦教へ歌」「法悦いろは歌²³⁾」を残すが、そのなかで「教へには数多かれと真俗の二諦に

まさる教とてなし」「しっかり日日の業励み御恩報謝の御念仏御念仏」「蓮台にのせて戴く身と知らば家業精出し報謝念仏」などの「御恩報謝」「家業出精」とともに、「恩を知る人なればこそなす業も世の為国の為となりけり」の「報国恩行」の強調こそ、ファシズム運動の「社会的担い手」としての自負意識が如実にうかがわれるわけである。

また昭和13年度特別経済更生指定村の片上村(鯖江市)の「中心人物」高芝鶴一は、村農会長はじめ養蚕実行委員組合長・負債整理委員などをつとめ、特に耕地整理組合を設立し、用水改善事業に大いに尽力、地域の活性化に著しい成果をあげている²⁴⁾。彼は地元の安楽寺(本願寺派)の檀家総代をつとめ、戦時下で同寺山林の供木割当を、自家の山林で一切肩代りするという熱心さであった²⁵⁾。さらに村壮年会を主宰し、仏教学習会をしばしば実施して、真宗倫理の「生活化」を提唱したという。

元来同村は農業生産のほかに機業の活発な地域で、村内総生産額に占める織物生産は、65.7%(昭和7年調)となるが、昭和恐慌後の不況と地域の水害などで、村全体で毎年15,000余円の赤字財政をかこっていた²⁶⁾。そこで経済更生計画の社会強化面では、「中心人物」高芝鶴一らの主唱で、目標の第1に「宗教と農村経済の連絡」をかがげ、真宗地帯の地域性の発揮につとめたのである。その結果、たとえば産業組合活動でも、組合員組織率で昭和9年の69%が14年には100%という村内全戸加入の「拳村一致」の体制づくりに実効をあげたといえよう²⁷⁾。

また服間村(昭和11年指定)の「中心人物」若泉孝治(今立町横住)、河和田村(昭和12年指定)の岩田真一(鯖江市上河内)も、それぞれ村長をつとめるとともに、とりわけ地域連帯の更生運動に大いに主導性を発揮したが²⁸⁾、かれらもまたきわめて熱心な真宗門徒であった。

たしかに真宗倫理の高揚により、もともと門徒農民層にひとしく内在する「同朋」「同行」意識を精いっぱい引き出してこそ、官側が期待する「農村部落ニ於ケル固有ノ美風タル隣保共助ノ精神ヲ活用シ、其ノ経済生活ノ上ニ之ヲ徹底セシメ(昭和7年10月6日、農林省訓令)ることも可能となるわけで、その点、経済更生運動に大いに促進的機能を発揮する真宗地帯の地域性とその「中心人物」との深いかわりをもととることができる。

次に坂井郡本荘村下番(あわら市)の農家組合「戊午集談会」の中心人物、坪田忠兵衛の活動に注目したい。同会は彼の肝いりで大正7年2月に設立されたが、その直接の動機は、第一次大戦による経済好況のなかで、とかく「農民は奢侈に流れ農村伝統の淳風美俗の精神漸く廃れんとして心あるものは齊しくその前途を憂ふるに到った」ことによるとしている。

下番地区は純農村で、総戸数89戸(昭和14年現在)のうち農家戸数70戸(地主6、地主兼自作5、自作12、小作20)で、耕地は1戸当り平均田1町3反・畑1反半弱、田地の約8割は裏作に紫雲英・蕒苔の栽培を行い、畑は葉煙草の栽培が主要なものであった²⁹⁾。

そこで同会の活動方針として、「精神的方面」を最も重視し、「農事の改良を農村の興隆は結局に於て自覚せる農民信念の確立せる農業者を養ふことがその根本であって、その信念を涵養し振作するは先づ以て宗教の教へに倚るのが最も捷徑」だと強調する。実は地区民のほとんどが真宗門徒であるのにふさわしく、「会員の心得」8カ条のうち第1条に「本会の目標は此の区をして浄土化せしむるにあり」掲げる。さらに第6条「廣大無辺の神仏のお光の中の生存者としてお互ひに感謝し合ひ業務に精励し、本当に生き甲斐のある生活を営むこと」や、第8条「常に天恩に感謝し神仏を敬ひ、報

恩生活を第1として平和なる生活を営むこと」にみるとおり、「仏恩報謝」に徹した生活態度の堅持が求められる。

ところで同会発足後は、「各自の修養と会員相互の親睦を図り同時に農事に関する研究に力める」ため、毎月1回「月次会」を開き、出席の精勤者には年末の「報恩会」のさい表彰する。また名僧による修養講演会や説教をしばしば行い、年末には「報恩会」を実施する。当日会員は終日業を休み、各自糯米5合と蔬菜類を持ち寄り一堂に会して昼食を共にし、午後は「報恩」の意を込めて読経し、1年間の農事作業や各種品評会・競技会(塗蛙・野稗技取・稲作多収各競技会)などの反省会を行ったのである。なお彼は、この「報恩会」の主旨を次のとおり説明している。

(前略)知恩報徳は人道であり天地の常道である。此の道に進み感謝の念を以て其の日を送る事は、即ちその1日を極楽浄土にすごす事である。吾等は片時もこの至大な謝恩を忘却してはならぬ事を悟るべきである。釈尊は心地観經に四恩を説いて居る。即ち個人としての父母の恩を受け、国民として国王の恩を受け社会の一員として衆生の恩を受け、宇宙の1人として三宝の恩を受くと、今日ややもすれば物質文明の影響をうけて、功利打算の風が農村にも及び、遂には大自然の偉大なる恩沢を忘却して穀物は自分が作るものと自惚れ、大自然に感謝するを忘れんとするのを窺はれるのは実に遺憾に堪えない。本会が創立以来毎年この報恩会を催し、報恩思想の涵養実践に努め修養に資する所似である³⁰⁾。

実は同村全体が真宗地帯としての地域性の目立つなかで、彼自身がきわめて熱心な真宗門徒であった。そして部落内の檀那寺の福円寺(大谷派)と他の興源寺(本願寺派)の両寺院門徒層を中心に、部落全体の「浄土化」をめざし、さらに本荘村全域に及ぼすという大変な熱の入れようであった³¹⁾。また彼は、大正後期から昭和戦前期を通じて、同村農会理事や坂井郡農会評議委員などをつとめ、同村の経済更生運動(昭和10年度指定)では、農政面で活躍し、さらに戦時中のファシズム体制の進展下では、村農地委員長として食糧増産のための農地対策にも力こぶを入れるなど、要は真宗倫理に根ざした「仏恩報謝」「国恩報謝」に徹した活動にほかならなかった。なお石川県松任市明達寺(大谷派)の暁烏敏に私淑し、しばしば同寺に泊り込みで、真宗教義などの研修に励むという格別な宗教的情熱家でもあった。昭和戦時下で、とりわけ暁烏の思想が「はるかに王法に力点がおかれて、さらには王法に対する仏法の完全な従属という形³²⁾」と評されるだけに、坪田忠兵衛の真宗倫理の性格も自ら推量できるわけである。

そこでこのさい看過できないのは、こうした「中心人物」に直接系列化する「中堅人物」で、まさしく村落内の自作・自小作＝中層農の核心的存在ともなるだけに、経済更生運動の中で担う役割もきわめて大きい。したがって真宗地帯での「中堅人物」養成を銘打った講習会等で、真宗寺院の住職がしばしば精神講話の講師となる有様³³⁾、ここにも真宗倫理の果たす社会的機能をみてとることができよう。

5. 農村経済更生運動と真宗地帯

周知のとおり「昭和恐慌」後の救農策として推進された農村経済更生運動は、まさに農政の大転換を意味し、農業再生産機構の新たな整備・強化をめざしたが、それとともに奇しくも、昭和14年ごろから、官側による国家権力への農民諸階層の吸収に向けられ、結果的には、日本ファシズムの形成過

程に符合するものとなる(同年1月21日付、市町村への通達)。

ところで7年10月、政府が各道府県に布達した農林省訓令のなかで、「農村漁村疲弊ノ現状ニ鑑ミ、其ノ不況ヲ匡救シ産業ノ振興ヲ図リテ民心ノ安定ヲ策シ進ンデ農山漁村ノ更生ニ努ムルハ刻下緊急ノ要請タリ。(中略)農村部落ニ於ケル固有ノ美風タル隣保共助ノ精神ヲ活用シ、其ノ経済生活ノ上ニ之ヲ徹底セシメ」ることの緊急かつ重要性を訴えている。

そこで越前真宗地帯での諸指定町村の場合、経済更生運動が、農林省訓令の趣旨に沿った県の計画³⁴⁾をうけて、前述のような村落の「中心人物」の主導性のもとに、如何に具体的に高揚したかにつき、とりわけ真宗教義の実践化との関連に視点をすえて、種々検討してみたい。

まず旧今立郡下の諸村につき、昭和7年の初年度に「農林」の分野で指定された服間村(水田反別203町7反・畑反別66町2反)の動向に注目したい。総戸数(640戸)の82%(525戸)が農家で、そのうち約4割の39%が自作、26%が自小作、35%が小作で、自作と自小作とを合わせた中層農が全体の65%の比重をみせる。

そこで同村長若泉孝治(同村経済更生委員長)が全村民に要請した依頼状(昭和8年6月3日)のなかで、「本村将来ノタメドウカ茲暫ラク隠忍自重シテ頂キ十年先ノ楽土富久満村建設ヲ目標ニ一大決心ヲ以テ拳村一致実行セラレ所期ノ目的達成ニ邁進サレンコトヲ伏テ冀フ次第デアリマス³⁵⁾」と訴える。

実は同村の農家経済につき、指定当時の昭和7年度の調査によると、村全体が収入総額295,614円に対し、支出総額317,305円、差引21,691円の支出超過で、農家1戸当たり収入461,90円、支出495,76円、差引33,97円の赤字計算となる³⁶⁾。したがって、さきの若泉村長の「依頼状」のなかで、「就マシテ八更生委員会デ八此行詰ツタ本村ヲドノ方法デ更生セシムルカト云フコトヲ数回協議シテ頂イタ結果(後略)」との文章表現は、決して誇張したものではなかった。

まず経済更生計画の策定に当たり、とりわけ社会教化活動を重視する。村民全体の努力目標として、「農村精神ヲ強調スルコト」とともに、「宗教ヲ鼓吹シ敬神崇祖ノ普及ヲ図リ思想ノ悪化ヲ防止スルコト」を大きく掲げる。そのため毎年3月6日を「産業振興日」とし、村産業組合主催の仏教講演会を行い、7月12日を「仏前講話感謝日」とし、当日は村農会主催の盛大な「勸農祭」を行うことにした。

ところで同村の真宗地帯としての性格の一端を物語るものに、明治22年(1889)に創設された教化団体の徳行会があげられる。同会の活動主旨は、「精神実行に於ては人世の主宰と仰く信仰に止まる。此故に本会員は祖先以来奉し来れる真宗の教義に依り、教へを用ゆるを第1とし、午前は勸業・衛生・修身の談話をなし、午後真宗の講話を拝聴す³⁷⁾」と掲げるが、こうした地域性をふまえ、とりわけ男女青年団が中心となり、真宗教義による社会教化活動に取り組んだのが注目をひく。

また農村経済更生の基本を、農民諸階層連帯による農家経営の質的改善におき、「経営内容の多角化」を大いに推し進めた。特に畑作に力点を注ぎ、桑園・苧麻・果樹・漆樹育苗の改良・増産、藁工品等の農産加工のほか、林業(杉林315町・松林46町3・桧林4町3)部門の増収にも力こぶをいれる³⁸⁾。

その結果、表5にみるとおり、昭和7年の1世帯当りの平均生産価格の指数100とすれば、9年が171、12年で218、さらに14年には329と、7年の3倍余の大幅増となる。こうした「拳村一致」の運

動過程のなかで、11年末には特別助成村にも指定され、予期以上の実効を収めたのである³⁹⁾。

いっぽう産業組合事業の拡充強化に力こぶを入れるが、「経済更生計画書」のなかで、1、五ヶ年計画ヲ以テ本村全戸ノ加入ヲ成サシメ消費経済ヲ合理的ナラシムルコト、2、本村ヲ一大家族ト見テ貸借購買販売トモ産業組合ノ絶対利用ヲ高調シ共存共栄ノ実ヲ拳ゲシムルコト、の2大方針を打ち出した。そして表6のとおり、組合員組織率で、昭和9年の72%が14年には99%となり、村内のほとんど全戸が加入する有様で、また購買販売両事業では、14年の購買高(89,959円)が9年の3.37倍、販売高(59,942円)が同じく6.12倍の大幅な伸び率をみせる。この点15年以降の本格的な戦時経済統制機構に組みこまれる以前においては、中層農を基軸とした組合員の“下から”の「自発性」が、精いっぱい引き出された結果によると思われ⁴⁰⁾。

次に近隣の南中山村の西庄境地区は、昭和11年末で田畑反別が19町8(田17町8・畑2町)、農家戸数21戸(自作9・小作3・小作9)で、1戸平均9反4畝という県下では標準的な農村地帯であるが、同村が11年に経済更生指定村となったことにより、西庄境地区では早速、「経済更生実行申合書」を策定する⁴¹⁾。

その更生理念は、ベラー教授も「報徳は、本質的には、すでにしばしば論じた報恩と意味であり、“恩恵に対する報償” <return for blessings> である⁴²⁾」と力説するとおり、真宗教義に深くかかわる二宮尊徳の「報恩教」の実践を主要な努力目標とする。とりわけ勤儉・分度・推譲の「報恩歌」8首

表5 今立郡服間・南中山両村諸物産高推移調

村名		服間村				村名		南中山村			
品名	年代	昭和7	昭和9	昭和12	昭和14	品名	年代	昭和7	昭和9	昭和12	昭和14
	生	農産	156,075	152,405	232,564		319,894	生	農産	88,603	1,301,600
産	畜産	2,090	2,133	5,566	4,272	産	畜産	940	2,732	1,140	4,451
価	工産	113,552	174,671	225,967	429,755	価	工産	1,022,329	1,294,728	2,067,951	3,975,594
額	水産	-	-	-	-	額	水産	322	640	120	-
	林産	53,423	203,236	217,150	273,692		林産	500	3,500	700	14,494
	総額	325,140	532,445	681,247	1,027,613		総額	1,112,694	2,603,200	2,202,444	4,162,818
	普通一世帯当	490 (100)	836 (171)	1,069 (218)	1,613 (329)		普通一世帯当	1,594 (100)	4,920 (309)	4,147 (260)	7,869 (494)

注 『福井県市町村勢の概要』(福井県総務部統計課「昭和9年刊(国立国会図書館所蔵)~昭和16年刊(福井県立図書館所蔵)」)により作成。

表6 今立郡服間村産業組合事業概況調

年次	戸数	組合員数	組織率	出資金総額	信用事業				販売高	指数	購買高	指数	貯貸率 ($\frac{B}{A}$)
					貯金(A)	指数	貸付金(B)	指数					
昭和9	653	472	72%	18,840	175,624	1.00	97,194	1.00	9,792	1.00	26,692	1.00	55.3
昭和11	642	466	73%	17,430	214,607	1.22	107,959	1.11	6,885	0.70	42,152	1.58	50.3
昭和13	622	609	98%	21,090	321,744	1.83	102,143	1.05	35,006	3.57	58,330	2.19	31.7
昭和14	622	614	99%	34,920	412,183	2.35	84,673	0.87	59,942	6.12	89,959	3.37	20.5
昭和16		649		44,430	880,890	5.02	56,007	0.58	102,285	10.45	170,589	6.39	6.4

注 『福井県産業組合要覧』(福井県経済部編、東京都町田市、協同組合図書資料センター所蔵)により作成。

をかかげ、消費・節約の標語計31を設ける。

そして地区経済更生事業計画のなかでの「生活改善矯風ニ関スル申合実行」として、真宗地帯の地域性にふさわしく、第1条の「時間ノ励行」のなかでも「寺ニ於ケル定例説教モ次回ノ勤行開始時刻ヲ揭示シ、参詣者ノ多少ニ係ラス、定刻ニハ必ス燈明ヲ点シ勤行ヲ始ムルコト」や、「在家ニ於ケル法座モ揭示紙ニ開始時刻ヲ明示シ、定刻ニ勤行ヲ始ムルコト」など規定するほか、「仏事」の報恩講のさいは精いっぱい節儉につとめるよう要請する。この「世俗内禁欲主義」を基軸とする真宗倫理を門徒農民層に徹底させることにより、強じんな地区連帯〈協同〉の経済更生の実効が期待されるわけで、こうした地域環境のなかでこそ、前述の部落「中心人物」木津新兵衛(区長)が、堂々主導的役割を担うことができたといえよう。

この点、南中山村全体としても俄然活化し、表5のとおり、昭和7年の1世帯当りの平均生産価額の指数を100として、9年で309、さらに14年には494と5倍近く的大幅な伸び率をみせるのに着目したい。

次に前述の明治初年の「越前護法大一揆」のさい、今立郡下で最初に生起した河和田村は、真宗寺院一色の典型的な真宗地帯であるだけに、昭和7年からの経済更生指定村としての運動自体に深い関心が寄せられる。

同村では「拳村一致」の体制で、とりわけ諸産業の「経営の改善・多角化」に大いに力こぶをいれた。また産業組合活動につき、経済更生計画のなかで、組合の「徹底的利用」を打ち出した結果、信用事業の貯金高で、14年は9年の5.31倍の大幅増をみせ、また販売・購買の両分野でも、めざましい伸び率をみせることになる⁴³⁾。

なお「更生目標」の「社会教化」の面では、まず「(村民の)互助協調・共存共栄の美風涵養徹底ニ努ムルコト」かかげ、とりわけ「宗教心ノ養成ニ務ムルコト⁴⁴⁾」を強調するのが注目をひく。このように、地域の門徒農民層の強じんな「同朋」意識に支えられての更生運動の推進は、真宗教義の「真俗相資」の論理をふまえながらも、明治初年大一揆のさいの「信心為本」「仏恩報謝」の「護法」的側面に徹した動向とは異なり、「王法為本」「国恩報謝」の「護国」的側面への著しい傾斜のみられるのに大いに着目したいわけである。

ところで同村に隣接する粟田部町では、昭和初期の公私経済緊縮教化運動の実践組織として、4年10月「粟田部町矯風会」を創設する。そこで町長名による宣言書のなかでは、「宗教心ヲ養ヒ精神ノ浄化ヲ図ルト共ニ、報恩感謝ノ情ヲ敦クシ義務ノ觀念ヨリ進ンデ奉仕ノ精神ニ生き、我等ノ町ヲシテ地上ノ理想郷タラシメ⁴⁵⁾」ることを力説する。ついで実践項目として、従来ノ弊風ヲ矯正シ生活ヲ簡素ニシ、各方面ニ消費節約ノ工夫ヲ加ヘシムル事、質実剛健ニシテ勤労ヲ尚ビ、業務ヲ励ミ、勤勉貯蓄美風ヲ養成スル事、宗教的信念ヲ厚クシ公共事業ニ対スル公德心ヲ養成スル事、をかかげる。

以上の宣言書の内容自体が、まさしく真宗倫理を基軸にするものであり、いみじくも明治以降の「日本近代化」路線のなかで、「(前略)報恩の称名とともに職業に励み、他の権利を妨げずおのが義務を尽し(明治9年3月22日、明如消息)て、いわゆる「職業労働」を義務とする「使命感」が強調されてきた点と符合する。ただし同題は、これに加えて「奉仕ノ精神」や「公德心ヲ養成スル事」など、早くも昭和初期のファシズム体制への前奏曲的段階に対応した「倫理的性格」が垣間見られるの

に注目したい。

そこで矯風会の運営に就いての第1回協議会の参加者は、町役場吏員・町会議員・学校教員・青年会・在郷軍人分会・各町惣代など各界各層に及ぶが、その中に円正寺・善玖寺・粟生寺などの各真宗寺院住職が含まれる。

実は前述の明治初年の「越前護法大一揆」のさい、同町は河和田村からの生起につづいて、今立郡下では最も高揚した地区で、円正寺・粟生寺の両住職は率先して出動したことにより、厳しい贖罪金を課せられている⁴⁶⁾。ところが昭和初期の公私経済緊縮教化運動には、積極的に協力する立場に立つが、この点、地域真宗門徒層の動静をそのまま反映するものと考えねばならない。

次に越前で最も真宗地帯の地域性の目立つ旧坂井郡下では、昭和7年度経済更正指定村の大石村に照明を当ててみたい⁴⁷⁾。同村ではその前年の6年で、農家戸数(445)が全戸数(491)の90.6%を占め、また田畑の耕地面積(田541町7・畑74町1)が全体の99.5%という稲作中心の典型的な平坦部農村である。

自・小作別の農民諸階層については、表7-1のとおり、自小作農(186戸)が全戸数の41.8%を占め、それに自作農(124戸)を加えると、69.7%と約7割を占める。また表7-2にみるとおり、耕地所有者が5反以上3町未満で所有者全体の43%を占めることから、中層農がかなり分厚い層を形成することがわかる。

そこで昭和初期の恐慌前における大石村民の階層構成の動向を、特別税戸数割賦課額によってみるかぎり、表8のとおりである。特に中層および中上層の階層の分厚さが目立ち、双方合わせると昭和2年で全体の63.2%(中上層23.8%、中層39.4%)、4年が61.2%(中上層31.3%、中層29.9%)と、それぞれ6割以上の比重をみせる。これに対して下層の階層は2年で34%、4年が32.1%で、それぞれ約3割余の割合を占める。

ところで中層の階層が2年(39.4%)に比べ4年(29.9%)では差し引き9.5%と1割程度減少するが、一方中上層が2年(23.8%)に比べ4年(31.3%)が差し引き7.5%増となるため、その増加分は中層からの上昇分とみることができる。そのため昭和初期の恐慌前における中層どころの上層化の顕著なこ

表7-1 坂井郡大石村自・小作別農家戸数調(昭和6年)

自・小作別	自 作	自 小 作	小 作	計
戸 数	124戸	186戸	135戸	445戸
百 分 率	27.9%	41.8%	30.3%	100%

表7-2 大石村耕地所有規模別農家戸数調(昭和6年)

規 模	耕地所有者							小 計	非所有者	総 計
	町反 0~0.5	0.5~1	1~3	3~5	5~10	10~20	町 20以上			
戸 数	185	75	95	18	16	5	2 ^戸	(A) 396戸	(B) 49戸	(C) 445戸
百分率	46.7	18.9	24.1	4.5	4.0	1.3	0.5 [%]	100 [%]	A = 89 [%]	B = 11 [%]

注 「経済更生二関スル書類(旧大石村役場文書、春江町役場所蔵)により作成。

とが特に注目をひく。

そこで翌5年の昭和恐慌後の農家経済につき、田地の反当たり収支計算では、7年の場合、総反別(541町7反)の27%を占める上田(146町2反)についてのみ4.08円の黒字となるが、中田(37%)・下田(36%)は、それぞれ2.62円、10.94円の欠損となり、総体的に農家経済のかなりの窮状がうかがわれる。

このさい生産物価額の1戸平均額につき、大正13年(1924)を指数100とすれば、昭和5年で68.4、さらに恐慌がピーク化する翌6年で46.7と半額以下に大幅減となるのに対して、租税・公課(国税・県税・村税・水利費等を含む)の1戸平均額で、大正13年を指数100として、昭和5年が132.2、翌6年には117.3となるなど、租税・公課負担が意外に大きいことがわかる。こうして7年12月末現在の同村の負債総額は493,753円で、1戸当り平均額が1,020円15銭となり、当時の県全体の平均額に比べるとかなり上回る勘定となる。

そこで同村の経済更生計画の策定に当たり、まず第1に村民の精神更生、生活改善などの社会教化が肝心とし、「計画の目標」のなかに「農民精神ノ強調」とともに、「宗教ト産業ノ結合」を大きくかかげる⁴⁸⁾。つまり「精神修養の為には宗教に依る感化を最も多とし⁴⁹⁾」とみて、隔月1回開催する農事研究会・農家組合会議などのさいには、必ず僧侶(真宗)を聘して、宗教講話を聴聞することにした。

これらの社会教化面は、地区の寺院・学校・青年団・処女会・婦人会などの各種団体が担うが、一方「大石村生活改善申合規則⁵⁰⁾」を設ける。その第1条で「共同一致、一村一家主義ヲ以テ勤儉ノ美風ヲ養ヒ、(後略)」と定め、第3条で「勤儉ノ素質」の基本を養うため、「朝夕神仏ヲ礼拝シ、祭礼ヲ厳肅ニスルコト」をすすめる、さらに第4条以下で、生活万般にわたり綱紀を肅正し、質素・儉約による生活改善に徹底することを村民がお互いに誓い合ったのである。

ところで村内の大牧地区の隆広寺(当時は道場)・井向地区の応観寺(大谷派)・木部西方寺地区の源徳寺(大谷派)派、いずれも真宗寺院⁵¹⁾で、村民の大半がこれらのいずれかの門徒であるだけに、「報恩講」活動など真宗地帯としての地域性が、経済更生運動に大きな影響力を及ぼしたのである。つまり真宗教義に特有な「真俗二諦」の倫理性が、門徒農民層の「同朋」意識をふまえた日常活動のなかに滲透することにより、村民自らが精神更生・自力更生の本領を発揮することとなる。

表8 大石村戸数割階層構成(昭和初年)

階層	昭和2年	昭和4年		
上層	円 1,000~	戸 1	戸 1	
	900~			
	800~			
	700~			
	600~			
	500~			
	400~		1	
	300~	2	3	
	200~	2	4	
	100~	9	24	
小計(%)	戸 14 (2.8)	戸 33 (6.7)		
中層	円 90~	戸 13	戸 4	
	80~	6	12	
	70~	4	25	
	60~	22	23	
	50~	38	36	
	40~	36	54	
	小計(%)	戸 119 (23.8)	戸 154 (31.3)	
	中層	円 30~	戸 67	戸 76
		20~	130	71
		小計(%)	戸 197 (39.4)	戸 147 (29.9)
下層	円 10~	戸 72	戸 77	
	9~	9	4	
	8~	8	17	
	7~	8	13	
	6~	16	7	
	5~	6	18	
	4~	24	5	
	3~	10	8	
	2~	4	1	
	1~	5	5	
	1未満	5	3	
小計(%)	戸 170 (34.0)	戸 158 (32.1)		
総計(%)	戸 500 (100)	戸 492 (100)		

注 「昭和2・4年度坂井郡大石村、特別税戸数割賦課額(前掲旧大石村役場文書)により作成。
小著『日本近代化の研究』文献出版、昭和61年)141頁所収。

こうした精神教化面の充実を基底として、村内の政治社会的指導層はもちろん、自作・自小作 = 中層農を中心とする「拳村一致」の経済更生運動が推進されるが、とりわけ農家経営の質的改善、経営多角化による増産態勢が運動開始の次年度から一応の軌道に乗ったことは、直接農村経済の諸般の分野に著しい好転をもたらすこととなる。つまり個々の農家の末端組織体である農家小組合はじめ村農会や村産業組合など諸団体のもつさまざまな機能が俄然活性化し、農村経済の更生ならびに質的改善の方向をたどることができるわけである。産業組合事業の拡充強化についても、表9のとおり組合員組織率で、昭和9年の88%が14年には95%となり、また購買・販売両事業では、16年の購買高(134,097円)が9年の4.27倍、同年の販売高(605,346円)が同じく4.79倍の大幅な伸び率をみせたことは、経済更生運動の実効を何よりも雄弁に物語るといえよう。

なお同村の物心両面からの懸命な経済更生運動は、すでに実施後3年目の9年に、県下での優良指定村と折紙がつけられるほどになったが、このさい注目されるのは、村落「中心人物」の村長坪田仁兵衛(村経済更生委員長・村農会長・村産業組合長)がきわめて熱心な真宗(本願寺派)門徒であったことである。彼は檀那寺(福井市松本、照護寺)の檀家総代や福井市西別院の肝煎りなどつとめたが、地元では大牧地区の「道場」でしばしば仏教学習会を主催し、「真宗倫理の生活化」を説くという熱の入れようで、まさしく名実ともに真宗地帯としての地域性が遺憾なく発揮されたものと考えたい。

次に坂井郡についての真宗地帯とされる大野郡下では、前述の「越前護法大一揆」のさい、地域ぐるみで大挙大野町へ侵入した旧下庄村地区の場合、昭和戦時下となると、模範的な経済更生指定村(昭和9年度指定)として折紙がつけられる。そのさい「家業精務」「国恩報謝」など真宗教義の「職業倫理」や「護国」的側面が強く前面に押し出される。つまり「農民各自が自己の立場に真の自覚をして、生活を引き締め、暮し向きに働きの上に精々無駄を排し、負債の償還に努め、貯蓄の増加を計り、自己の世帯に弾力を持たせる事を、村民・隣人共同の力に依て行はんとする(下庄村経済更生計画書⁵²⁾)との抱負で、産業組合活動にも懸命に取り組んだ結果、表10にみるとおり、組合員数や購販売高の大幅増加とともに、とりわけ信用事業の貯金の伸びがめざましい。そのため貯貸率で昭和6年の68.8%が16年には10%を切って9.0%、さらに翌17年には0.5%という著しい低率さをみせるにいたる。いうまでもなくこれら貯金の行方は、県信連を通して産業組合中央金庫にしっかり結びつき、もっぱら戦争経済拡充の為の資金に向けられるわけで、要は戦時経済のファシズム体制の社会的基盤の構築に大いに寄与することとなるのに注目したい⁵³⁾。

また旧福井市近辺旧足羽郡上文殊村(福井市、昭和7年度指定村)は、農業生産のほかにも人絹機業の

表9 坂井郡大石村産業組合事業概況調

年次	戸数	組合員数	組織率	出資金総額	信用事業				販売高	指数	購買高	指数	貯貸率 ($\frac{B}{A}$)
					貯金(A)	指数	貸付金(B)	指数					
昭和9	497	436	88%	19,360	158,223	1.00	61,537	1.00	126,317	1.00	31,436	1.00	38.9%
昭和11	489	440	90	19,360	214,678	1.36	51,447	0.84	198,621	1.57	38,162	1.21	24.0
昭和13	503	475	94	20,100	409,473	2.59	46,220	0.75	189,222	1.50	41,553	1.32	11.3
昭和14	497	472	95	20,040	625,959	3.96	39,436	0.64	317,867	2.52	70,603	2.25	6.3
昭和16		504		20,680	1,104,654	6.98	39,476	0.64	605,346	4.79	134,097	4.27	3.6

活発な地域で、7年度の総生産額(563,112円)に占める織物生産(330,763円)の割合は、58.7%に達する⁵⁴⁾。そこで経済更生運動のなかで、農業生産では、土地利用(裏作奨励・山畑宅地利用・土地改良)と自給経済の拡充(紫雲英・堆肥の増産、自家製麹の普及、自家用醤油醸造の増産)に力点を置く。そして毎月10日を「更生デー」として、部落集会や座談会・学習会を催し、地域連帯による「自力更生」の啓蒙策に懸命に取り組んだ⁵⁵⁾。

こうして産業組合活動のうえでも、表11にみるとおり、組合員組織率で昭和9年の86%が14年には97%と、村民のほとんどが加入するという熱の入れようで、信用事業の貯金高では、9年に比べ14年で2.19倍と倍増し、販売・購買両事業でもそれぞれ2.6倍という活発な展開をみせる。また織物生産額でも、7年に比べ14年には1.76倍の急増振りで、同村諸産業の著しい活性化をみてとることができる。

ところで当村もほとんどの村民が真宗門徒で、「経済更生各区冗費節約申合事項」のなかでも、真宗倫理を高揚するため報恩講を「総報恩講」とし、各月1日に実施する。しかも当日はできるだけ節儉を旨として、もっぱら「農民精神作興」の実効を大いに期待したのである。実は第1次世界大戦後の1920年代前半期の極度の経済不況下にあつて、村内の西大味地区では、真宗教義に根ざした「寺檀共同ノ上区改善ノ件⁵⁶⁾」と題する遵守事項を申し合わせている。

その前文で、「世界ノ大乱モ漸ク終リヲ告ケ平和ノ春ヲ迎ヘントス、人文開ケテ昔日ノ比ニ非ズ、日進月歩ノ世界優勝劣敗ノ大舞台ニテ一刻モ職業ヲ忽カセニスベカラズ、(中略)寺院アリト雖モ之ヲ

表10 大野郡旧下庄村産業組合事業調

項目	組合員数	払込済出資金	貯金(A)	貸付金(B)	有価証券	購買高	販売高	貯貸率 ($\frac{B}{A}$)
昭和6年	582 (100)	30,040 (100)	233,341 (100)	160,591 (100)	10,478 (100)	35,831 (100)	117,854 (100)	68.8%
昭和11年	658 (113)	35,350 (118)	488,652 (209)	141,785 (88)	102,495 (978)	84,194 (235)	257,211 (218)	29.0%
昭和16年	780 (134)	83,196 (277)	1,598,885 (685)	144,218 (90)	522,136 (4,983)	221,469 (618)	505,845 (429)	9.0%
昭和17年	824 (142)	96,880 (323)	27,070,914 (11,601)	130,682 (81)	629,420 (6,007)	186,287 (520)	548,130 (465)	0.5%

注 1. 「戦時農村産業組合経営懇談会記録」提出資料編(産業組合中央会、協同組合図書資料センター所蔵)により作成。
2. 欄中の()内は指数。
3. 拙稿「戦時下の産業組合活動の質的転換について」『福井工業大学研究紀要』17(昭和62年)238頁所収。

表11 足羽郡上文殊村産業組合事業概況調

年次	戸数	組合員数	組織率	出資金総額	信用事業				販売高	指数	購買高	指数	貯貸率 ($\frac{B}{A}$)
					貯金(A)	指数	貸付金(B)	指数					
昭和9	449	384	86%	21,750	189,330	1.00	100,381	1.00	69,117	1.00	23,379	1.00	53.0%
昭和11	447	402	90	21,975	271,972	1.44	90,845	0.91	123,456	1.79	37,249	1.59	33.4
昭和13	443	427	96	22,410	321,122	1.70	93,078	0.93	136,803	1.98	53,341	2.28	29.0
昭和14	440	426	97	29,880	414,641	2.19	87,364	0.87	184,758	2.67	61,468	2.63	21.1
昭和16		443		30,340	710,193	3.75	65,644	0.65	291,925	4.22	87,439	3.74	9.2

統治スルコトナキ時ハ、宗祖大妙ノ二諦相依ノ御主義ニ違背シ、現生ニテハ寺檀共ニ不良民ト呼バレ、区内八益々頽廢ヲナシ、獅子身中ノ虫ニシテ、来世ハ惡赴ニ妙弟子共ニ沈マンコト慚愧ニ堪ヘズ、(後略)と、「真俗二諦」尊重の緊急かつ重要性を強調したのち、区民の遵守事項(6か条)のうち前半の3か条は真諦、後半の3か条は俗諦にかかわるもので、「寺檀共同」で「仏恩報謝」と衣食住節制・綱紀肅正・職業尊重など「世俗内禁欲主義」や「職業倫理」の高揚・実施を試みたのが大いに注目をひく。こうした真宗地帯としての地域性が、いみじくも経済更生運動のなかで強烈に蘇生したとみなすことができよう。

やはり旧福井市近郊の旧吉田郡森田村(福井市、昭和7年度指定村)も、機業地帯として大いに活況をみせる。そこで経済更生計画のなかで、「宗教的産業即チ信仰ト産業ノ結合ヲ期ス」と明記し、農事研究会・農家小組合は毎月1回座談会をひらき、そのさい「必ず神官・僧侶ヲ聘シ相互ノ連絡ヲ図ル⁵⁷⁾」と力説する。さらに「農民精神ノ強調」と題して、「職業的活動精神ヲ培養シ、農業ニ対スル研究創造ニ努メ、隣保共励ノ念ヲ振作シ、農村ノ基礎ヲ固ム」と訴えている。当村民の大部分が真宗門徒であるだけに、真宗倫理の高揚、「職業倫理」の徹底により、農業経営ならびに機業生産に懸命に取り組んだものといえる。

ところで以上のような越前真宗地帯の今立郡服間村はじめ諸指定村の産業組合活動(昭和9~14年度)が、概して表12の県下産業組合諸活動の平均値をはるかに上回ることから、真宗地帯での経済更生運動の注目すべき進展度をみてとることができる。一方同じ福井県内でも、若狭の非真宗地帯につき、昭和8年度指定(「農業」の分野)の三方郡南西郷村(美浜町)と大飯郡青郷村(高浜町)の両村それに11年度指定(「漁業」の分野)の遠敷郡内外海村(小浜市)を選び、これらの「経済更生計画」の教化活動に視点をすえると、まず南西郷村の「精神教育」で、「(イ)聖旨の奉戴、(ロ)敬神崇祖の精神発揚」をかかげるが、宗教教育にかかわる事項は記載されていない⁵⁸⁾。また青郷村でも「教育の実際化及教化団体の更生的活動」として、農業補習学校・青年訓練所による教化活動を期待するが、宗教面の教化事項には一切触れていない⁵⁹⁾。この点若狭の場合、越前真宗地帯のような宗教面での特記すべき地域性がみられないことによると判断すべきであろう。

一方経済更生運動の成果の集中的な表現ともいえる1世帯当りの諸物産生産額につき、これら3村

表12 福井県下産業組合の事業概況調(昭和9~16年)

年次	組合員数	出資金総額	信用事業				販売高	指数	購買金	指数	貯貸率 ($\frac{B}{A}$)
			貯金(A)	指数	貸付金(B)	指数					
昭和9	(単位 千人) 54	円 3,060	円 18,241	1.00	円 13,449	1.00	円 9,688	1.00	円 6,834	1.00	% 73.7
昭和10	56	3,144	21,311	1.17	13,499	1.00	11,544	1.19	7,307	1.07	63.3
昭和11	64	3,482	23,974	1.31	14,002	1.04	13,028	1.34	7,945	1.16	58.4
昭和12	64	3,376	27,830	1.58	13,681	1.01	13,800	1.42	8,578	1.26	49.2
昭和13	75	3,722	34,892	1.91	14,139	1.05	14,750	1.52	9,309	1.36	40.5
昭和14	75	4,606	49,382	2.71	13,710	1.02	24,179	2.50	13,483	1.97	27.8
昭和15	82	4,936	68,932	3.78	12,501	0.93	37,149	3.83	14,338	2.10	18.1
昭和16	86	5,188	90,441	4.96	13,140	0.98	42,570	4.39	17,132	2.51	14.5

の各年度の伸び率では表13のとおり、前述の越前真宗地帯の諸指定村の分と大同小異であるが、金額のうえでは各年度とも3ケタ台で、越前の分のほとんどが4ケタ台に増額するのに比べて甚だ低調なことがわかる。また産業組合活動の伸び率についても、前述の越前の諸指定村はもちろん福井県下全体の平均値をかなり下回る有様である。たとえば信用事業の貯金の伸び率で、昭和9年と14年を比較すると、内外海村(3.47倍)をのぞき、南西郷(1.26倍)・青郷(1.94倍)両村とも2倍には達しない。また購・販売事業でも両年度を比べれば、南西郷村の販売高(2.84倍)をのぞき他はすべて2倍未満で、内外海村では逆に大幅に減額するという不調さをかこつのである。

要は昭和戦前期のファシズム形成過程の農村経済更生運動において、真宗地帯の諸指定村の著しい進展度については、大いに着目したいところであろう。

6. 真宗地帯の歴史的性格

昭和戦前期の農村経済更生運動につき、地域類型のうえで、「中間型」地域が他の「東北型」「近畿型」両地域に比べて最も高揚するのは、割と自小作・自作の中層農が分厚い層をなして存在すると深くかかわることが、近年来の研究史において指摘される⁶⁰⁾。

事実、同運動開始後5年目の昭和11年における指定町村の地域・府県別の割合であるが、「東北型」の平均51.5%、「近畿型」の46.1%に比べて、「中間型」地域が平均60.8%と最も高率となる⁶¹⁾。さらに福井県の場合、昭和7年から13年までの7年間の指定町村数の割合が65.5%(県下172市町村のうち指定町村数が104)で、石川県の56.5%、富山県の57.0%に比べ、北陸では最も高い比率をみせる。

そこで福井県の経済更生運動の展開過程で、自作・自小作＝中層農の階層がますます分厚くなることは、表14が示す恐慌前からの「中農標準化傾向」の一層の徹底化として把握せねばならない。実は前述の経済更生指定村の具体的動向からみても、運動の開始に先立ちすでに、村落の「中心人物」はじめ指導層のもとに中層農を中核とする地域連帯<協同>の「農村の組織化」を容易にする社会的基底が醸されているとみるべきで、この点まさしく、真宗倫理の「同朋」「同行」意識に支えられた地域性によるものと考えねばならない。

したがって農村経済更生運動で、全国的にみて最も主導性を発揮する「中間型」地域のなかでも、とりわけ北陸3県のような真宗地帯では、真宗教義に特有な「世俗内禁欲主義」「職業倫理」による

表13 若狭・越前諸村1世帯当り諸物産生産高推移調

	村名	年代			
		昭和7年	昭和9年	昭和12年	昭和14年
若	南西郷村 (三方郡)	282 円 (100)	472 円 (167)	560 円 (198)	885 円 (314)
	内外海村 (遠敷郡)	538 (100)	452 (84)	684 (127)	662 (123)
狭	青郷村 (大飯郡)	370 (100)	373 (101)	436 (118)	774 (209)
越	下庄村 (大野郡)	557 (100)	649 (117)	1,175 (211)	1,796 (322)
	服間村 (今立郡)	490 (100)	836 (171)	1,069 (218)	1,613 (329)
前	南中山村 (今立郡)	1,594 (100)	4,920 (309)	4,147 (260)	7,869 (494)

表14 自・小作農家比率の推移調(福井県)

年 代	自・小作の区分		
	自作農	小作農	自小作農
明治34年	34.4%	25.7%	39.9%
36年	35.1	28.6	36.3
38年	35.3	28.9	35.8
40年	36.7	28.5	34.8
42年	33.8	30.5	35.7
44年	34.0	29.4	36.6
大正1年	36.0	25.2	38.8
6年	35.7	24.6	39.7
11年	36.2	25.2	38.6
昭和1年	40.0	25.3	34.7
4年	38.0	23.2	38.8
6年	37.3	23.4	39.3

注 明治後期は『福井県統計書(農家人数) 大正・昭和初期は『福井県農会史(農家戸数)』により作成。

「家業精務」や「国恩報謝」など「真宗倫理の生活化」と、強じんな地域「連帯」意識により、さらに一層の物・心両面の農村経済の向上・改善がなされたとみてよい。ところが一方において、日本ファシズムの形成過程で、結果的にはその体制の強固な社会的基盤を創出する一翼を担うことになったのに注目せねばならない。

そこで昭和14年の宗教団体法は、まさしく国家権力のファシオ化により、明治憲法下の「信教の自由」をも拘束する宗教統制にほかならず、各宗派の合同が強制された。そのさい13宗28派(旧56派)の合同が成立したにかかわらず、真宗10派は各派とも合同には強く反対し、強引に従来のままで押し通した⁶²⁾。真宗教団が

合同問題に真っ向から反対したのも、教団下部の末寺・門徒層の意向に支えられたわけで、明治初年の本願寺教団の大教院離脱運動と甚だ類似する。その点、日本ファシズム形成過程での「護国(俗諦)への傾斜の限界をみてとることができよう。

7. 総括

日本近代の「中間型」地域に包摂される越前の真宗地帯において、昭和戦前期のファシズムの形成過程のなかで、とりわけ青年団など諸団体の教化活動や、諸村落の「中心人物」の倫理的性格、それにかねがが主導する農村経済更生運動において、真宗教理にかかわる「王法為本(俗諦)の「護国」面への著しい傾斜がみられるなど、「真俗二諦」の真宗本来の教義をゆがめる結果となる。それだけにファシズム体制のいわゆる「社会的担い手」にふさわしい強じんな意識形態の「培養基」ともなったことに注目せねばならない⁶³⁾。

この点、明治初期の「越前護法大一揆」の段階のひたむきに「信心為本(真諦)の「護法」面に徹した真宗僧侶・門徒農民層の動向⁶⁴⁾とは余りにも対照的であり、「日本近代化」路線における真宗地帯の歴史的性格を端的に反映するものと考えたいのである。

注

- 1) 小著『日本近代化の研究(日本海地域史研究叢書、文献出版、昭和61年)で、幕末維新时期から昭和戦前期までの北陸地方、とりわけ福井県下の農村社会に照明を当て、「中間型」地域としての歴史的性格につき、種々検討をくわえた。
- 2) 小著『明治初年真宗門徒大決起の研究(思文閣出版、昭和62年)で、「越前護法大一揆」の直接的契機、その展開過程、それへの官側の対応、一揆の諸要求、その攻撃対象と主導的階層、その背景をなす村落構造につき分析した結果、真宗寺院僧侶・門徒農民層による「護法」的要因を直接的契機としながらも、社会経済的側面としては、明治初年からの「世直し型」的性格に加え、さらに「惣百姓型」の性格が顕著に表出する、いわゆる「重層・密着型」一揆としての歴史的性格を種々検討した。
- 3) 『本派法規類纂(龍谷大学附属図書館所蔵)。

- 4) 明治初期の「護法一揆」につき、管見するところでは、明治3年(1870)10月の「多度津藩下騒動」はじめ10件ほど数えるが、これらのほとんどが、翌4年の廃藩置県により明治政権が中央集権的絶対主義の国家体制を指向する段階、つまり明治5、6年を中心に続発したことがわかる(前掲『明治初年真宗門徒大決起の研究』表1参照)。
- 5) 拙稿「日本近代化と真宗地帯の性格 明治期越前地方の事例より」(『福井県史研究』5、福井県総務部県史編さん課、昭和63年)で、明治初年から前期にかけての「日本近代化」路線のなかで、北陸の越前地方にかかわる「中間型」の地域性のほかに、真宗地帯としての歴史的な性格を明確にするため、民衆諸階層の動向を示す主な歴史事象に種々検討を加えた。
- 6) 『真宗聖教全書』5、興教書院、昭和32年、780頁。
- 7) R・N・ペラー『日本近代化と宗教倫理』堀一郎・池田昭訳、未来社、昭和41年)で「真宗は西欧のプロテスタンティズムに対する日本における最も類似性をもつ形態であり、かつ、その倫理はまた、プロテスタントの倫理に最もよく似ているからである」と力説するのに深い関心が寄せられる。たしかに真宗倫理全般とプロテスタンティズムとを比べた場合、真宗倫理の特質として、「信」のみによる他力の救済、呪術の排除、仏の本願の前での平等観の徹底、「信」をとともにする主体的な連帯と結合(同朋)などについては、親鸞や蓮如の教説から容易に引き出し得る点で、プロテスタンティズムに類似させ、近づけてみるができる。ただし、ウェバーによるルッターの「職業倫理」批判からみて、親鸞や蓮如の説く真宗の「職業倫理」にしても、「職業労働」を義務とする「使命観」が相対的に消極的であり、「所与の生活状態(die gegebene Lebenslage)への順応だけを視野に収める」という点で、積極的な「職業の選択」を重視するプロテスタンティズムとは峻別すべき筋合いのものと考えたい。
- 8) 前掲拙稿「日本近代化と真宗地帯の性格 明治期越前地方の事例より」で、真宗教義の「職業労働」尊重の「職業倫理」を強調する宗教(精神)の実践活動の具体例につき、職業発展との関連のうえで、種々検討を加えた。
- 9) 丸山真男『増補版現代政治の思想と行動』未来社、昭和42年、63-66頁、参照。
- 10) 拙稿「日本近代の真宗地帯の歴史的な性格 越前・旧今立郡下の動向を中心に」(『福井工業大学研究紀要』18、昭和63年)。
- 11) 『今立郡服間村村是』(同村役場刊、明治44年、福井県立図書館所蔵)。
- 12) 『本派法規類纂全』(明治44年11月12日、龍谷大学附属図書館所蔵) なお「仏教青年会概則(明治40年6月甲達第22号)第3条でも、「本会ノ目的ハ二諦ノ教義ヲ聞信シ道念ヲ養成シ国家ト宗教ニ対シ信徒ノ本文ヲ尽クシ二世ノ幸福ヲ全スルニ在リ」と規定する。
- 13) 「教化村施設並教化振興経済更生実施要項(昭和14年3月『教化振興事例第3輯』、鯖江市定次、斎藤堅三家所蔵)。
- 14) 旧今立郡新横江村の昭和13年度諸物産総生産高のうち、綿織物(1,686,323円)が81.9%を占め、これに麻織物(41,487円)を加えると83.9%となり、織物業生産が圧倒的な比重をみせることがわかる(前掲「教化村施設並教化振興経済更生実施要項」)。
- 15) 「新横江村報(鯖江市定次、斎藤堅三家所蔵)。
- 16) 「青年団の活動状況(『福井県青年』72、福井県青年社、昭和9年、東京都新宿、日本青年館社会教育資料センター所蔵)なお地域の真宗寺院住職の教化活動につき、大石村大牧(春江町)の隆広寺(真宗本願寺派)住職五十嵐教雄(昭和7年生)によると、実父教応(昭和26年他界)は、村内各区の青年団報恩講等に出向いて教化活動を行い、また祖父教恵(昭和12年他界)元、布教師として1年の大半を、坂井・丹生・今立3郡下で、青年団・婦人会など諸団体での教化活動を行っている。
- 17) 『春江町史』春江町役場、昭和44年、671頁。
- 18) 旧坂井郡春江村花岡仏教中年会の機関誌「花岡プリント」の刊行は、会員より各自50銭ずつの醸出と順教寺および有志の寄附によっていた。
- 19) 前掲『春江町史』671頁。
- 20) 本願寺教団の「仏教青年精神作興運動」については、龍溪章雄「西本願寺教団における青年教化運動 特に1930年代前半の動向を中心に」(『龍谷大学論集』428号、昭和61年)が評述する。
- 21) 『農山漁村経済更生運動史資料集成』VI(柏書房、昭和60年)所収の「中心人物」欄には、府県別に該当者名と、それぞれの略歴や業績が割と丹念に記されている。
- 22) 木津新兵衛家文書、今立町西庄境。なお黒崎征佑「木津新兵衛の思想 戦時下真宗倫理の特徴」(『若越郷土研究』24の5、福井県郷土誌懇談会、昭和54年)が、戦時下の典型的な真宗門徒としての人間像を具体的に考察する。
- 23) 『今立郡南中山村村誌』今立郡南中山小学校編、昭和12年、396-399頁、参照。なお木津は西庄境区長として、同

- 区の「経済更生実行申合書(昭和12年6月)を策定したが、そのなかで消費・節約の標語をかかげる。「欲しい物買ふな、要る物を買へ」「収入に制約あり、節約に制限なし」などの数々の生活訓(西庄境区有文書、今立町西庄境区)は、いずれも真宗倫理にかかわる「世俗内禁欲主義」を示唆するものと考えたい。
- 24) 前掲『農山漁村経済更生運動史資料集成』Ⅵ所収の「中心人物」欄に掲載。
- 25) 高芝靖夫氏(大正10年生、鯖江市吉谷、元鯖江市神明小学校長)談による。
- 26) 「今立郡片上村(『昭和8年度指定町村経済更生計画書(福井県、昭和11年、東京都町田市、協同組合図書資料センター所蔵)。
- 27) 『福井県産業組合要覧(福井県経済部編、協同組合図書資料センター所蔵)。
- 28) 若泉・岩田の両人は、前掲『農山漁村経済更生運動史資料集成』Ⅵに、高芝鶴一(片上村)とともに、「中心人物」欄に掲載。
- 29) 福井県農会『農家組合化経営事例(昭和15年、昭和56年農林漁業祭出展資料)。
- 30) 農林省農務局『農家小組合二関スル調査』昭和11年3月、農林水産省図書館所蔵、545頁。
- 31) 坪田忠兵衛氏(あわら市下番、大正4年生、元福井県農業会議副議長)によると、「亡父忠兵衛は、本荘村農会長青木伊左工門とタイ・アップして、同農会としても戊午集談会と全く同じような精神的活動をしたということである。つまり地域全体の「浄土化」をめざすうえからも、亡父自らがたえず仏道に精進していたことをはっきり記憶している」と述懐する。
- 32) 真下信一『思想の現代的条件』125頁。なおファシズム体制下における暁烏敏の宗教倫理性につき、福島和人「真宗仏教徒の戦争観 暁烏敏(下出積与博士還暦記念会『日本における国家と宗教』昭和53年)が論述するのが注目をひく。
- 33) たとえば前掲「新横江村報(1号、昭和12年4月20日)では、「中堅人物養成講習会(昭和12年3月20日)で、西別院輪番高橋覚恵を招いている。
- 34) 福井県レベルにおける「農村経済更生計画」については、前掲小著『日本近代化の研究』136-139頁、参照。
- 35) 「今立郡服間村農村経済更生計画基本調査成績」第1輯、旧大石村役場文書、春江町役場所蔵。
- 36) 前掲「今立郡服間村農村経済更生計画基本調査成績」。
- 37) 前掲『今立郡服間村村是』なお「徳行会」創設の端緒は、すでに明治12年にさかのぼる。会長上坂忠七郎が本派本願寺を訪ね、大洲鉄然・赤松連城両僧の賛成を得て、同会設立の準備を進めたが、そのさい「真宗に生れ法話の席に臨まざる人をも会員に誘ひ法義を味はしめんと欲し其人の好む処生花、抹茶、囲碁、俳諧等の会を開き之を催ふし此中に熱心なる宗教家を加へ終に法話を聞くこととし(後略)」という仕法を用いたというのである。
- 38) 農林省経済更生部「経済更生計画実行状況調査」2の2(昭和10年1月)。
- 39) 服間村が特別助成村(35,000円の配当)に指定された翌12年の5月14日付「福井新聞」は、同村の活動状況につき「5月の空高く燃える愛郷心に更生基礎を築く」の標題で、産業組合が和牛10頭を購入、共同耕作を進めるとともに、新鋭の繭糸製造機械を導入し、農家の余剰労働力を精いっぱい活用するなど、農家経済の著しい好転を伝えている。
- 40) 拙稿「戦時下の産業組合活動の質的転換について(『福井工業大学研究紀要』17、昭和62年)で、福井県丹生郡旧越廼・下岬両村の分析視角から、明治10年代の産業組合活動が総体的に15年の段階で質的転換の画期となることを明確にした。
- 41) 「昭和12年6月西庄境区経済更生実行申合書」前掲西庄境区有文書。
- 42) 前掲R・N・ペラー『日本近代化と宗教倫理』190頁。
- 43) 前掲『福井県産業組合要覧』。
- 44) 「今立郡河和田村(『昭和7年度指定町村経済更生計画書』、福井県、協同組合図書資料センター所蔵)。
- 45) 「粟田部町矯風会諸書」、昭和4年10月、旧粟田部町役場文書。
- 46) 「越前護法大一揆」のさいの今立郡下の寺院僧侶の出勤状況は、靈鞍大弐(小坂村明正寺住職)・朝倉敬真(西袋村本浄寺住職)の供述書(『諸県口書』31財盗878号、明治6年、法務省法務図書館所蔵)などから判明する。出勤した僧侶の受刑状況は、『越前国大野郡暴動1件書類完(司法省庶務局、同図書館所蔵)が明記する。円正寺・粟生寺の両住職は、それぞれ贖罪金3円が課せられている。
- 47) 「福井県坂井郡大石村経済更生概要」、旧大石村役場文書、春江町役場所蔵。
- 48) 「坂井郡大石村(前掲『昭和7年度指定町村経済更生計画書』)。
- 49) 『昭和9年農山漁村経済状況視察報告(研究会政務審査部、同年10月、協同組合図書資料センター所蔵)。

- 50) 大石村ではすでに「興富会」が組織され、「勤儉規約」(「大石村興富会会則」、坪田仁兵衛家文書、春江町大牧)と銘打ち、10か条にのぼる具体内容を規定し、規約違反者に対する制裁措置まで講じている。したがって、同村の「生活改善申合規則」も、こうした実践活動の歴史的系譜にかかわることは明白である。
- 51) 「昭和15年大石村事務報告書」前掲旧大石村役場文書。同報告書には、応観寺の檀徒数が70戸、源徳寺の方は250戸を数え、隆広寺の檀徒数欄は記載されない。
- 52) 旧北谷村役場文書(勝山市元町、勝山市役所蔵)。
- 53) 大野郡下庄村の産業組合活動につき、とりわけ信用事業の貯貸率の著しい低下は、正常な信用事業としての機能から逸脱するわけで、これは決して同村組合だけの特例ではなく、他の諸町村組合の場合も程度の差こそあれ、同様な傾向をみせる。このように本格的な戦時経済統制機構のなかに編入される昭和15年の段階からは、いよいよ農民資金の吸収機構としての性格を強める点で、まさしく質的転換を画するものと考えたい(前掲拙稿「戦時下の産業組合活動の質的転換について」)。
- 54) 福井県総務部統計課『福井県市町村勢の概要』(国立国会図書館蔵)。
- 55) 「足羽郡上文殊村」(前掲『昭和7年度指定町村経済更生計画書』)。
- 56) 西大味区有文書(福井市西大味)。
- 57) 「吉田郡森田村」(前掲『昭和7年度指定町村経済更生計画書』)。
- 58) 「三方郡南西郷村」(前掲『昭和8年度指定町村経済更生計画書』)。
- 59) 「大飯郡青郷村」(前掲『昭和8年度指定町村経済更生計画書』)。
- 60) 中村政則「更生運動の地域的特徴」(高橋幸八郎・永原慶二・大石嘉一郎編『日本近代史要説』東京大学出版会、昭和55年)は、経済更生運動につき、「東北型」諸県や「近畿型」諸県に比べ、「養蚕型」諸県が最も活発に展開したことを、「地域別更生指定町村の割合」から指摘している。しかしこれまで愛知・長野・茨城等一部「養蚕型」諸県の実証的研究に限られており、さらに中部日本海地域の北陸諸県を含めた「中間型」地域にも適用し得るものと考えたい。
- 61) 前掲小著『日本近代化の研究』表51「地域・府県別経済更生指定町村の割合」154頁参照。
- 62) 圭室諦成監修『日本仏教史』Ⅲ近世・近代篇、法蔵館、昭和42年、453-454頁。
- 63) 実は昭和14年9月14日付の文部次官より福井県知事あての「宗教団体ノ国民精神総動員新展開ノ基本方針ニ関スル件」(発宗94号)で宗教団体代表者協議会より文部大臣あての「宗教団体ニ於ケル国民精神総動員ノ今後ノ強化進展方策」(同年9月8日)を提示する。そのなかに「大ニ国民精神総動員ノ強化進展ニ努力シ、以テ宗教報國ノ実績ヲ挙ケンコトヲ期ス」るための5つの実施要綱に「勤労の尊重」を大きくかかげ、「勤労ヲ以テ国恩ニ報スルノ宗教的信念ヲ振起スルコトヲ期ス」と強調する。これはまさしくファシズム体制がようやく確立する段階での「護国」面に傾斜する宗教団体全般の風潮を示すものであり、しかもそのさい、とりわけ真宗諸派の主導性が遺憾なく発揮される点に注目したいのである。本通達は、「社寺書類」(旧南日野村役場文書、南条町役場所蔵)に所収。
- 64) 前掲小著『明治初年真宗門徒大決起の研究』13-27頁参照。

〔付記〕本稿では、とりわけ福井県文書館・福井市史編さん室および法務省法務図書館・龍谷大学附属図書館はじめ県内外の関係史料・文献の所蔵者には大変お世話になり、深謝する。

新たに受け入れた中世資料から(3)



明智光秀・羽柴秀吉・滝川一益連署状写(山内秋郎家 X0142 - 00003)